

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和 5 年 3 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 一部変更の趣旨及び内容

(1) デジタル田園都市国家構想を踏まえた変更

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）の策定及びデジタル田園都市国家構想交付金の創設に伴い、所要の変更を行う。

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う変更

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第23条により地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の54第4項を削ること等に伴い、所要の変更を行う。

(3) 地域再生計画と連動する施策の変更

令和5年度予算による施策等を地域再生計画と連動させるため、地域再生基本方針別表について以下のとおり変更する。

○ 施策内容の変更等

- ・まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））
- ・既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- ・地域食品産業連携プロジェクト推進事業
- ・系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業
- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

○ 施策の追加・削除

●追加

- ・オープンイノベーション研究・実用化推進事業

●削除

- ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

2. 閣議決定希望日

令和5年3月24日（金）